



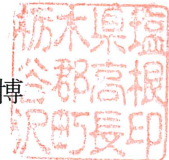
高根沢町告示第83号

入 札 公 告

事後審査型条件付一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和元年8月1日

高根沢町長 加藤 公博



1 入札対象工事

入 札 番 号	1011
工 事 名	旧宝積寺配水場解体工事
工 事 箇 所	高根沢町大字宝積寺地内
工 事 概 要	配水池撤去（鉄筋コンクリート造（水槽）25.5m×16m×H3.75m）一式 ポンプ室撤去（鉄筋コンクリート造（平屋建）床面積 37.19 m <sup>2</sup> ）一式 発電機室撤去（鉄筋コンクリート造（平屋建）床面積 37.71 m <sup>2</sup> ）一式 排水路設備撤去一式、機器及び電気配線・機器撤去一式 外構構造物撤去一式、整地一式
工 期	契約日の翌日から令和2（2020）年1月31日（金）まで
最低制限価格	高根沢町最低制限価格制度を適用
予 定 価 格	¥24,871,000-（内消費税額¥2,261,000-）

2 事後審査型条件付一般競争入札に参加できる者の資格要件

この入札に参加できる者は、事後審査型条件付一般競争入札共通事項に記載された資格要件及び次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

参 加 形 態	単独
本店・営業所	高根沢町内に建設業法第3条に基づき設置された本店があること。
業種及びランク	高根沢町入札参加資格者名簿で解体工事業を有すること。
配 置 技 術 者	・2級以上の土木施工管理技士又は、2級以上の建築施工管理技士又は、これと同等以上の資格を有する者。 なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2級以上の建築士の免許を有する者又は、国土交通大臣若しくは建設大臣が2級土木施工管理技士あるいは2級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者。
そ の 他	・下請け業者を選定する場合は、町内に本店を設置する者を選定するよう努力すること。

### 3 入札日程等

入札参加申請書 受付期間	令和元年8月7日(水) 16:00までにFAX 提出先:高根沢町総務課 契約係
設計書閲覧期間	令和元年8月9日(金)以降にホームページで公開
質問の受付期間	令和元年8月15日(木) 16:00までにFAX 提出先:高根沢町上下水道課 建設整備係
質問への回答	令和元年8月19日(月)
入札書提出方法	令和元年8月29日(木)までに高根沢郵便局に到達(局留) ※高根沢町郵便入札実施要綱を参照
開札日時	令和元年8月30日(金) 14:00から 場所:高根沢町役場 第1・第2会議室(本庁第3庁舎2階)

### 4 資格審査

落札候補者は、以下の期限までに事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件確認申請書(様式2号)を提出すること。

提出期限	令和元年9月2日(月) 16:00までに持参 提出先:高根沢町総務課 契約係
------	---

### 5 保証金・前払金

入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の100分の10以上
前払金	契約額の40%以内(上限1億円) ※詳細は高根沢町契約事務規則を参照

## 6 その他

本工事は消費税率10%適用に係る指定日の平成31(2019)年4月1日以降に契約し、完了引渡し  
が令和元(2019)年10月1日以降となるため、下記の点に十分留意の上、入札に参加して下さい。

- (1) 予定価格の設定に当たり、消費税率は10%としていること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を  
加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を  
もって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者で  
あるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (3) 高根沢町最低制限価格制度要綱は次のとおり読み替えること。  
第3条 100分の108 → 100分の110  
附則2 100分の108 → 100分の110
- (4) 施行日(令和元(2019)年10月1日)の前日までに請求を受けた前金払、部分払には、消費  
税の税率の改正による消費税の増加分を含まないものとする。

## 7 担当課

- (1) 公告内容及び入札制度について

高根沢町総務課 契約係 (TEL 028-675-8101 FAX 028-675-2409)

- (2) 工事内容について

高根沢町上下水道課 建設整備係 (TEL 028-675-2449 FAX 028-675-2445)